

新たに「直接前方視界」に係る検査を実施します

走行中の自動車の前方の視界を確保し事故を防止することを目的とし、車高を変更した場合であっても走行中の前方の視界を損なうことがないよう、直接前方視界の保安基準が導入され、平成17年1月から新車及び使用過程車に適用されます。

この基準に適合していない自動車は、自動車検査において不合格となるとともに、街頭検査において整備命令が交付されます。

【対象自動車】

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（3, 5, 7ナンバー（三輪除く））
- ② 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車（1, 4ナンバー）
- ③ ①、②をベースにした特種用途自動車（8ナンバー）

【適用時期】

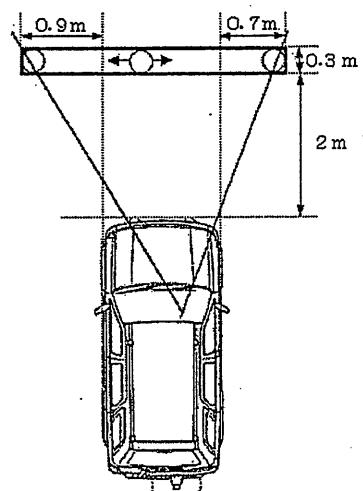
平成17年1月1日

【基準概要】

運転者席に着座した運転者が標準的な運転姿勢において、次の鉛直面で囲まれた範囲にある「高さ1m直径30cmの円柱」の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接視認できること

確認することが必要な範囲（右ハンドル車の場合）

- ・当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面
 - ・当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面
 - ・当該自動車の左側面から0.9mの距離にある鉛直面
 - ・当該自動車の右側面から0.7mの距離にある鉛直面
- （注）左ハンドル車の場合には、左右反対になります。



自動車検査法人